鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、鶴岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務」の委託事業者の選定にあたり、業務の遂行に最も適した民間事業者等を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募及び審査に必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務委託

（2）業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（3）業務内容

別紙「鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。なお、提案された内容を基に受注候補者と協議会との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで仕様書を確定させる。

（4）業務委託費上限額

5,687,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この上限額は契約予定額を示すものではなく、本業務の規模を示すものである。

（5）担当部署

鶴岡市地域公共交通活性化協議会事務局（鶴岡市企画部地域振興課課）

〒997-8601　山形県鶴岡市馬場町9番25号（市役所5階）

電話　0235-35-1191（ダイヤルイン）

メール　chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

3 受託者選定及び契約の方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4 資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年5月3日政令 16 号）第 167 条の4第1項の規定するものに該当しないこと。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立中、又は更正手続き中ではないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続の開始の申立中、又は

再生手続中でないこと。

(3)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 225 号)に規定する暴力団または暴力団員もしくはその構成員の利益に繋がる活動を行うものではないこと。

(4)国税及び地方税に滞納がないこと。

(5)この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、鶴岡市の指名停止措置を受けていないこと。

(6)山形県内または近隣の自治体に営業所等を有しており、必要に応じて本市との打ち合わせ等に参加できること。

(7)過去に、複数の地方自治体に係る地域公共交通計画策定業務を受託し、完了した実績があること。

5 選考スケジュール

公募開始	令和7年6月4日(水)
質問受付期間	令和7年6月4日(水)から 同年6月18日(水)正午まで
質問に対する回答	令和7年6月20日(金) ※本市ホームページ上に掲載
企画提案書提出期限	令和7年6月25日(水)午後5時まで
プレゼンテーション選考の実施	令和7年7月8日(火)午後予定
選考結果通知	令和7年7月中旬

6 企画提案書の提出

（1）受付期間　令和7年6月4日(水)から6月25日(水)午後5時まで

（2）提出場所　2（5）の担当部署と同じ。

（3）提出方法　持参または郵送

※ 持参の場合、受付期間のうち閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は受付期間内必着とする。

※ 企画提案書の提出に係る費用については提出者の負担とする。

（4）提出書類

ア 企画提案書（様式1） 10 部

イ 事業計画書（様式2・任意様式） 10 部

ウ 会社概要書（様式3） 10部

エ 経費見積書（様式4） 10部

オ 誓約書（様式5） 1部

キ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（写し可） 1部

ク 会社パンフレット等、会社の概要がわかる資料 1部

7 本プロポーザルに係る質問及び回答

（1）受付期間　令和7年6月4日(水)から6月18日(水)正午まで

（2）質問方法　質問書（様式6）に質問内容を記載し、2（5）の担当部署まで、メールにより提出すること。

メール chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

（3）回答　質問及び回答を、令和7年6月 20 日(金)までに本市ホームページ上で公開する。

（4）留意事項　・上記の方法以外でなされた質問には回答しない。

・回答の公開にあたって、質問者等の情報は記載しない。

8 選考基準及び選考方法

6で提出された企画提案書を基に鶴岡市地域公共交通計画改定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価し、選定する。

（1）プレゼンテーションの実施

ア 実施日 令和7年7月8日(火)午後予定

イ プレゼンテーションの内容、方法等については参加者へ別途通知する。

（2）評価項目

別表のとおり

（3）受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に、本業務の受注候補者1者、次順位者を特定する。

（4）選定結果の通知

企画提案書の提出者全員に、選定結果を通知する。なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

※特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、

業務の受注者として決定したものではない。通知後、協議会と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

（5）企画提案書の提出者が1者またはいない場合の取り扱い

ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 企画提案書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取りやめる。

（6）評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果同点になった場合は、委員長の評価が高い者を受注候補者に決定する。

9 契約の締結

（1） 本業務の契約は、選定委員会を経て特定した受注候補者と、業務内容について協議を行って仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書を提出していただき、契約を締結するものとする。

（2） 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と協議会との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで締結するため、契約額は企画提案書に記載のものと異なる場合がある。

（3）受注候補者と契約が締結できなかった場合または失格条件に該当すると認められた場合には、時点の提案者と契約を行うものとする。

10 参加事業者の失格

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

（1）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

（2）他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合

（3）事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

（4）評価及び審査の公平性を害する行為があったと協議会長が認めた場合

（5）提出書類が期限以降に提出された場合

（6）提出書類に虚偽の記載があった場合

（7）2の委託費の上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合

（8）実施要領の内容に違反すると協議会長が認めた場合

（9）その他協議会の指示に違反する場合、または指示に従わない場合

11 その他の留意事項

（1） 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。

（2） 企画提案書の作成・提出並びにプレゼンテーションに要する費用等については、全て参加者の負担とする。

（3） 提出された企画提案書は返却しない。

（4） 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。

（5） 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法または維持管理手法等を用いた結果事

象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

（6） 提出された企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。

（7） 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

（8）提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は認めない。

（9）提出された企画提案書は、鶴岡市情報公開条例（平成 17 年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。

（10）企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を協議会に持参もしくは郵送により提出すること。

（11）参加者（参加を予定している者を含む）またはその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

（12）本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ協議会との協議に基づいて決定する。

（13）受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約を解除できるものとする。この場合、協議会に生じた損害は受注者が賠償するものとする。

（14）今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更または中止とする場合がある。この場合、参加者に対して協議会は一切の責任を負わないものとする。

（15）参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

別表

評価項目		配点	評価基準
①実施体制	1 業務遂行力	5	・資本金や経営状況、同種業務に係るこれまでの実績等から、業務遂行力に問題がないか。
	2 実施体制	10	・本業務に係る担当者の配置等について、適切に業務を遂行できる実施体制となっているか。
②実施方針	1 業務理解度	10	・本業務の背景・目的・趣旨について十分に理解しており、仕様書に即した内容の実施方針となっているか。
	2 実施方法・スケジュール	20	・業務の実施手順やデータ収集方法、実施スケジュールについての妥当性があるか。
③提案内容	1 手段の具体性・実現性	15	・提案内容に具体性があり、実現可能な内容となっているか。
	1 本市への理解度	20	・本市の現状や課題を理解し、本市の進むべき方向性が合理的かつ多面的な分析のもと示される見込みがあるか。
	3 プレゼンテーション	10	・プレゼンテーションにおいて、企画提案書の内容や説得力を持った説明となっているか。
④コスト面	1 見積額	10	・提案見積額の妥当であるか。なお、上限額を超える見積額を提示した者は失格とする。
計		100	